

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則	ページ
秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則(六一・税務課)……………	1
特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改 正する規則(六二・税務課)……………	18
秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(六三・税務課)……………	19

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第六十一号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように
改正する。

第三条第二項中「同法」を「国犯法」に改める。

第十八条第一項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第三項」に改める。

第十九条の表中	法第四十八条第六項	個人県民税徴収(滞 納処分)状況通知書 号	様式第五百五十五
---------	-----------	-----------------------------	----------

法第四十八条第二項

個人県民税滞納状況 報告書(兼)徴収引 継(引受)書	様式第五百五十四 号の二
----------------------------------	-----------------

を

法第四十八条第七項

個人県民税徴収(滞 納処分)状況通知書 号	様式第五百五十五
-----------------------------	----------

に改め

第二十七条第一項第二号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」
に、「第三条の規定による政府の助成に係る農業近代化資金」を「第二条第三項に規
定する農業近代化資金で秋田県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年秋田県規
則第四号)第一条の規定による利子補給に係るもの」に改める。
第四十六条の二の三第二項第一号中「障害者相談センター」を「福祉相談センタ
ー」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「(氏 名)」を「(所 属)」に改める。
様式第四号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

<p>この処分に不 服がある場合 の救済の方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたこ とを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して 審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、正副 2通を作成し、なるべく当該地域振興局長を経由して提出して ください。 2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を 経た場合限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日か ら起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において 秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起す ることができます。ただし、その期間内であつても、裁決の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し の訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する裁 決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過して も裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損 害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-------------------------------------	---

様式第六号の三三の処分について不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

様式第七号の二中「申請します」や「申請します」は、「県税に関する証明等手数料徴収条例」や「秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例」に改め、同様式その二中「地域振興局長 殿」や「秋田県 地域振興局長 様」は、「上記」や「上」に「申請します」や「申請します」に「県税に関する証明等手数料徴収条例」や「秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例」に改める。

様式第二十九号その一(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その二(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その三(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その四(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その五(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その六(裏)課税について不服がある場合の救済の方法の欄並びに様式第三十号その一この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その二この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その三この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、同様式その四この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び同様式その五この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

様式第三十六号の二中「様式第36号」や「様式第36号 相続人代表者指定通知書」は、「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に「さき」や「先」に「ありましたが」や「あつた次の被相続人について」に「ないので」や「ないため」に「通知します」や「通知します」に改め、この改訂に照らして関係の条の改正の要がある。

この処分に不服がある場合の救済の方法	1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、正副
--------------------	---

2 通を作成し、なるべく当地域振興局長を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

この処分に不服がある場合の救済の方法	2 通を作成し、なるべく当地域振興局長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
--------------------	--

様式第三十七号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第三十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第三十九号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十号その二この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十一号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十二号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十三号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十四号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第四十七号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第四十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

様式第五十号の二中「様式第50号」や「様式第50号 徴収猶予取消通知書」は、「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に改め、「なお、延滞金は地方税法第15条の9第1項ただし書の規定により、この通知をした日の翌日(年月日)から徴収します。」や「この取消しについて不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。」や「(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)」に「完納」や「完納」に改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	様式第五十三号の二中「様式第53号」や「様式第53号 換価猶予取消通知書」は、「こ
--------------------	---

の取消しについて不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができません。」を「（この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。）」と改める。

様式第五十四号及び様式第五十五号を次のように改める。

様式第54号 滞納処分停止通知書

滞納処分停止通知書										
										年 月 日
住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)										様
										秋田県 地域振興局長 印
<p>次の滞納に係る徴収金について滞納処分の停止をしたので、地方税法第15条の7第2項の規定により、通知します。</p>										
滞 納 処 分 停 止	年度	税 目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加 算 金	延 滞 金		計
						円	円	法律による金額 (円)	円	円
								"		
								"		
								"		
								"		
								"		
								"		
						計			"	
適用条項		地方税法第15条の7第1項第 号								
摘 要										

様式第55号 滞納処分停止取消通知書

滞納処分停止取消通知書

年 月 日

住(居)所
(所在地)
氏 名 様
(名 称)

秋田県 地域振興局長 印

年 月 日付けで滞納処分の執行を停止した次の徴収金について、次の理由により取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により、通知します。

滞 納 処 分 停 止 取 消	年度	税 目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加 算 金	延 滞 金		計
						円	円	法律による金額 (円)	円	円
								" ()		
								" ()		
								" ()		
								" ()		
								" ()		
								" ()		
								" ()		
	計							" ()		

取
消
理
由

この処分に不服がある
場合の救済の方法

(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)

様式第五十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第六十号この処分について不服がある場合の救済の方法の欄、様式第六十二号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第六十四号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第六十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	---------------------------------

様式第六十八号の二中「通知します」を「、通知します」に改め、この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 36 号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	----------------------------------

様式第六十九号中 過誤納金等還付(充当) 通知書 1 過誤納金等の

内訳 「
 「
 (表)
 」

を
 過誤納金等還付(充当) 通知書 1 過誤納金等の内訳

この処 の救済	この処 ときは、 た日の翌 内に行政
------------	-----------------------------

定により
ることが
なお、
を作成し
興局を經
い。

処分に不服がある場合
の方法

分について不服がある
この通知書を受け取つ
日から起算して60日以
不服審査法第 4 条の規
、知事に審査請求をす
できます。
審査請求書は正副 2 通
で、なるべく当地域振
由して提出してくださ
りませう。

この処分に不服がある場合
の救済の方法については、裏
面に記載されています。

「次のように加える。」

「改め、」

(裏)

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

郵便番号〇〇〇〇〇〇

注 この督促状は、郵便葉書を用いるものとする。

この処分に不服がある
については、裏面に記載

- 注 1 この督促状は、郵便
- 2 裏面には、様式第69
- ること。

場合の救済の方法
されています。

葉書を用いるものとする。

号(裏)の例により、この処分に不服がある場合の救済の方法を記載す

回覧番号〇〇〇〇

この処分に不服がある場合の救

注 裏面には、様式第69号(裏)の

済の方法については、裏面に記載されています。

例により、この処分に不服がある場合の救済の方法を記載すること。」

されま¹す。
様式第七十六号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第七十七号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第七十八号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第七十九号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第八十三号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第八十四号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第八十五号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分 ¹ に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
----------------------------------	----------------------------------

様式第八十六号中「様式第86号」や「様式第86号 差押書」¹「地域振興局」¹「秋田県 地域振興局」¹「財産を差し押えます」¹や「財産を差し押さえま¹す」¹「主なる」¹や「主たる」¹に改める、この改定に¹照準する等の条項の改定を欄を次のように改める。

この処分 ¹ に不服がある場合の救済の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分¹について不服があるときは、この処分¹があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内(地方税法第19条の4に規定する日がこの期間内にあるときは、その日まで)に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当地域振興局長を経由して提出してください。 2 この処分¹の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合¹に限り、その判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分¹の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで処分¹の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2又は3)に該当する場合であつても、地方税法第19条の4に規定する日後は、処分¹の取消しの訴えを提起することができません。
----------------------------------	--

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過して¹も判決がないとき。
(2) 処分¹、処分¹の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第八十六号中「完結」¹や「完結」¹に改める。
様式第八十八号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第八十九号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第九十号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第九十一号「この処分¹に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分 ¹ に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
----------------------------------	----------------------------------

様式第九十二号中「主なる」¹や「主たる」¹に改める、

班		
班		

この処分¹に不服がある場合の救済の方法

この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。
「完結」¹や「完結」¹に改める。
様式第九十三号中「様式第93号」¹や「様式第93号 組合員等の持分の払戻等請求書」¹「殿」¹や「様」¹「地域振興局長」¹や「秋田県 地域振興局長」¹「さきに差し押えた」¹や「先に差し押えた」¹「を払戻(譲受)」¹や「の払戻し」¹

(譲受け)を「」請求します、或「、請求します」「主なる」或「主たる」

持分の払戻譲渡請求の予告をした年月日

年 月 日

払戻
持分の
譲受種類
(譲受種類、
請求口数等
を請求す

持分の払戻し(譲受け)の請求の予告をした年月日

年 月

或

払戻し(譲受
け)を請求する
持分の種類、口
数等

この処分に不服がある場合の救済の方法 (この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載と。)

日

するこ

「」完納」或「、完納」に於ける。

樂子殿二十回中「様式第94号」或「様式第94号 組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書」に「殿」或「様」に「地域振興局長」或「秋田県 地域振興局長」に「さきに差し押えた」或「先に差し押さえた」に「払戻(譲受)」或「払戻し(譲受け)」に「通知します」或「、通知します」に「主なる」或「主たる」

差押年月日

年 月 日

払戻
持分の
譲受種類
(譲受種類、
請求口数等
を請求す

払戻し(譲受
け)を請求する
持分の種類、口
数等

この処分に不服がある場合の救済の方法 (この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載と。)

日

するこ

「」完納」或「、完納」に於ける。

様式第九十七号「この処分に関する場合の救済の方法の欄」様式第百四号「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄」様式第百三十三号「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第百四号」この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	----------------------------------

様式第百四号「様式第106号」や「様式第106号 差押財産引渡依頼書」及び「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」及び「参加差押え」や「参加差押え」及び「引渡」や「引渡」

様式第百四号「様式第107号」や「様式第107号 参加差押財産引渡調査」及び「秋田県 地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	----------------------------------

様式第百四十一号「様式第112号」や「様式第112号 参加差押解除拒否通知書」及び「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	----------------------------------

様式第百十六号「その」の処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び同様式その二の処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第百二十一号「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄並びに様式第百二十三号」の処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第86号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	---------------------------------

様式第百四十一号「様式第125号」や「様式第125号 売却通知書」及び「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	----------------------------------

様式第百四十一号「うえ」や「上」

様式第百四十一号「様式第130号」や「様式第130号 配当計算書」及び「この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第86号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	---------------------------------

様式第百四十一号「様式第132号」や「様式第132号 搜索調査」及び「秋田県 地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」

「主たる」及び「主たる」の処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のとおり定める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第 4 号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	----------------------------------

様式第百四十一号「その」や「個人県民税徴収引継(引受)書」及び「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」

「市町村長」や「市町村長」

「市町村長」及び「第48条第2項本文」や「第48条第3項本文」

秋田県 地域振興局長

「次のとおり」を「次の」に「」。(引き受けます。)」を「(引き受けます。)」

に「
法第48条第1項の規定による県が徴収する地域

「	地方税法第48条第1項の規定による県が徴収する滞納者	別紙のとおり
---	----------------------------	--------

に「法第48条第1項の規定による一定」を「地方税法第48条第1項の規

定による一定」に改め、同様式その二を同様式の別紙とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第154号の2 個人県民税滞納状況報告書(兼)徴取引継(引受)書

個人県民税滞納状況報告書(兼)徴取引継(引受)書	
秋田県 地域振興局長 様 市 町 村 長	第 年 月 日 号
市 町 村 長 秋田県 地域振興局長 印	
地方税法第48条第3項本文の規定により個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の徴収を引き継いだ滞納者について次のとおり滞納が生じたので、同条第2項の規定により、報告します。 また、同条第3項本文(地方税法第48条第3項本文)の規定により、次の個人県民税及び市町村民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます(引き受けます)。	
地方税法第48条第1項の規定による県が徴収する滞納者	別紙のとおり
地方税法第48条第1項の規定による一定の期間	年 月 日から 年 月 日まで
徴収の引継ぎをする徴収金	件 円(別紙のとおり)
摘 要	

注 別紙は、様式第154号の別紙を用いるものとする。

様式第五十号「様式第155号」や「様式第155号 個人県民徴収・滞納処分状況通知書」や「市町村長殿」や「市町村長様」や「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」や「第48条第6項」や「第48条第7項」に改める。

様式第五十九号の処分に「この期間がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

「様式第160号の2
法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処

等に係る通知書
や
「様式第160号の2 法人税に係る確定申告書の提出期

限の延長の処分等に係る通

知書
」
「「殿」や「様」や「下記」や「次」や「法

」
や「、地方税法」や「通知します」や「、通知します」に改める。

様式第五十号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第五十四号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第七十号の三の処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第七十号の三の処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第七十一号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

「(名称) 電話番号
様式第五十号
「(名称) 電話番号

④ 「価格欄」や「価格」欄、 「の決定した価格を記載して」や「が決定した価格を記入して」や「ことの」や「ことが」に改める。「に足る」や「を」や「登記簿原本」や「登記事項証明書」に改める。

様式第八十一号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第八十二号の処分に不服があった場合の救済の方法の欄、様式第八十三号の処分に不服があった場合の救済の方法の欄及び様式第八十六号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

「様式第八十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第八十九号の処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。」

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	---------------------------------

様式第八十五号の処分に不服がある場合の救済方法の欄及び様式第八十五号の三の処分に不服がある場合の救済方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)
--------------------	--------------------------------

「様式第251号

自動車税減免申請書その1(身

体障害者等用)

自動車税減免申請書

「様式第251号 自動車税減免申請書 その1 (表)

電話番号

自動車税減免申請書(身

体障害者等用)

「新規」や「新車新規 中古車新規」

備考

を

備考
裏面の留意事項を御覧ください。

に改め、同様式その一に次のように加える。

(裏)

留意事項

- 1 この申請書を提出する際に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳(身体障害者手帳の交付を受けていない場合に限り
ます。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(通院医療費受給者番号が記載されているものに限り
ます。)及び自動車を運転する方の運転免許証を提示してください。
- 2 申請書の記入に当たっては、次によつてください。
 - (1) 身体障害者等が自ら自動車を運転しない場合には、「使用目的」欄に通学用、通院用若しくは通所用の別又は
生業の内容を具体的に記入してください。
 - (2) 「種別」欄には、普通、小型、大型等の別を記入してください。
 - (3) 「用途」欄には、乗用、貨物等の別を記入してください。
 - (4) 所有権留保付自動車の場合には、「所有者(使用者)」欄には、使用者について記入してください。
 - (5) 「取得の種類」欄は、該当する事項を で囲んでください。

様式第115号「自動車税減免申請書その2（災害用）」
 自動車税減免申請書
 自動車税減免申請書その2」
 自動車税減免申請書（災
 害用）
 自動車税減免申請書その3（生活路線用）
 自動車税減免申請書
 自動車税減免申請書その3
 自動車税減免申請書（生活路線用）
 自動車税減免申
 請書
 自動車税減免申
 請書
 書（代替路線用）
 免申請書 その5（身体障害者等の利用に供する自動車用）

自動車税減免申請書

号 自動車税減免申請書 その5

自動車税減免申請書（身体障害者等の利用に供する自動車用）

「新車新規 中古車新規」

「新車新規 中古車新規」

この処分に不
服がある場合
の救済の方法

様式第115号「自動車税減免申請書その2（災害用）」
 自動車税減免申請書
 自動車税減免申請書その2」
 自動車税減免申請書（災
 害用）
 自動車税減免申請書その3（生活路線用）
 自動車税減免申請書
 自動車税減免申請書その3
 自動車税減免申請書（生活路線用）
 自動車税減免申
 請書
 自動車税減免申
 請書
 書（代替路線用）
 免申請書 その5（身体障害者等の利用に供する自動車用）

<p>この処分に不 服がある場合 の救済の方法</p>	<p> 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 </p>
-------------------------------------	--

様式第114号「様式第255号」や「様式第255号 大規模償却資産と認められる償却資産の指定通知書」や「殿」や「様」に添付する様式第114号「様式第256号」や「様式第256号 大規模償却資産の価格の決定通知書」に添付する返答用紙の添付の要と否を記載する。

この処分に関する不服がある場合の救済の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た場合限り、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。 3 次のいずれかに該当するときは、1の異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-----------------------	--

様式第114号「様式第256号」や「様式第256号 大規模償却資産の価格の決定通知書」に「殿」や「様」に添付する様式第256号の7

自動車取得税減免申請書

その1 「様式第256号の7 自動車取得税減免申請書

書 その1

「新規」や「新車新規 中古車新規」

「回覧用紙」に添付する返答用紙の添付の要と否を記載する。

注 1 「使用目的」欄には、救急用、巡回診療用又は血液事業用の別を記入してください。

2 「取得の種類」欄は、該当する事項を 囲んでください。

「様式第256号の7

自動車取得税減免申請書

その2（表面） 「様式第256号の7 自動車取得税減免申請書

減免申請書 その2

「新規」や「新車新規 中古車新規」に

摘 要	<p>注 意 裏面の記載要領をごらんください。</p> <p>裏面の留意事項を御覧ください。</p>
-----	--

注 裏面には、様式第251号その1（裏）の例による留意事項

「様式第

「回覧用紙」に添付する返答用紙の添付の要と否を記載すること。」

256号の7

自動車取得税減免申請書 その3

式第256号の7 自動車取得税減免申請書 その3

「新規、」や「新車新規 中古車新規」に改める。
様式第二五十六号の八この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	-------------------------------

様式第二五十七号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第二五十七号の三この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第二五十八号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄、様式第二百六十二号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第二百六十二号の三この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	--------------------------------

様式第二百七十二号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄及び様式第二百七十四号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	-------------------------------

様式第二四十九号中「様式第279号」や「様式第279号 免税用途使用承認書」
「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」
「次のとおり」や「免税用途使用について、次のとおり承認したので、」
「」
「、免税用途承認申請について承認したので、」
「」
この処分不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	--------------------------------

様式第二百八十一号この処分に不服がある場合の救済の方法の欄を次のように改める。

この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すると。)
--------------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第六十二号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十五年秋
田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号（中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。）

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 審査請求書は、正副2通をなるべくこの処分をした地域振興局長を経由して提出してください。
--

1 この処分について不服があるときは、この処分があった

ことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当地域振興局長を經由して提出してください。

2 この処分取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合に限る。その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができません。

3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

前 規

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(平成十七年三月三十一日)

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 田村 哲 郎

秋田県規則第六十三号

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

「

この処分について不服があるときは、この指定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条

振付振1号

の規定により、知事に審査請求をすることができます。なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を經由して提出してください。

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当地域振興局長を經由して提出してください。

2 この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができません。

振付振1号及び振付振11号

この処分について不服があるときは、この通った日の翌日から起算して60日以内に行政不服の規定により、知事に審査請求をすることができます。なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を經由して提出してください。

「

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書

知書を受け取
審査法第4条
きます。
べく当地域振

と

に改め。

は、正副2通を作成し、なるべく当地域振興局長を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た場合限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となりませぬ)、提起することができます。ただし、その期間内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubara@matsubaranatsushu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

